

平成24年8月31日

鳥取県電器商業組合 理事長 殿

中国経済産業局環境・リサイクル課長
中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長

特定家庭用機器再商品化法の法令遵守について（要請）

平素から、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）の運用にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、中国地域内の電器商業組合に加盟する一部の事業者において、不用品回収業者に排出者から引き取った廃家電を引き渡すなど、家電リサイクル法第5条に基づく小売業者の責務を果たさず、同法第10条に基づく引渡義務に違反した事案が判明しました。

事情を聴取したところ、一例として、排出者から無料で引き取り、不用品回収業者に引き渡すことが顧客サービスにつながるといった誤った認識が、このような事態を引き起こしているものと推測されます。

一部の事業者でこのような事態が発生しますと、家電リサイクル制度の円滑な実施に重大な支障をきたすおそれがあります。

つきましては、貴組合傘下の事業者に対し、法令を遵守するよう周知し、再発防止策を講じていただきますようお願いいたします。

以下参考法律 「家電リサイクル法」

○ 特定家庭用機器再商品化法（抜粋）

（小売業者の責務）

第五条 特定家庭用機器の小売販売を業として行う者（以下「小売業者」という。）は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(引取義務)

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(引渡義務)

第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確認することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(勧告及び命令)

第十六条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、当該小売業者に対し、

- 一 当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。
- 二 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十八条 第十四条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 特定家庭用機器再商品化法施行規則（抜粋）

(引渡義務が生じない場合)

第三条 法第十条の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合
- 二 当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合